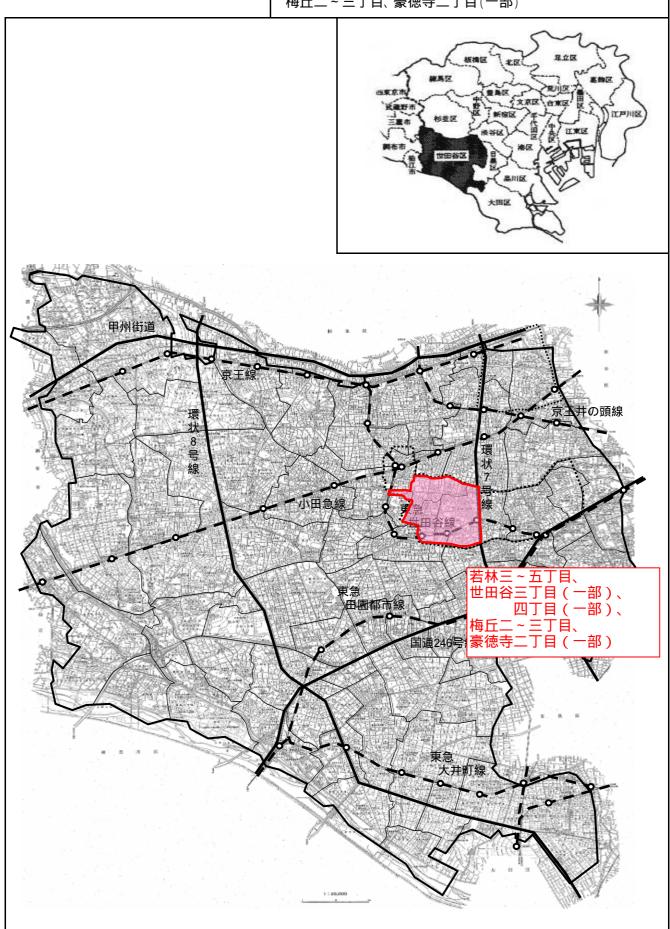
#### 区域指定案

- ・ 区 域 世田谷区若林三丁目、四丁目、五丁目、世田谷三丁目(一部)、 四丁目(一部)、梅丘二丁目、三丁目、豪徳寺二丁目(一部)の 各地内の区域
- ・ 指定理由 本区域は、東京都震災対策条例第13条第2項第2号に規定する整備地域に該当するものである。

区域内は、老朽木造住宅が密集しており、狭あい道路が多く、火災による延焼 の危険性が高い。そこで、建替え等に合わせて建築物の不燃化を促進し、より 災害に強い街づくりを実現するため、東京都建築安全条例第7条の3第1項に 規定する区域(新たな防火規制区域)として指定する。

・位置図及び区域図 別紙

若林三~五丁目、世田谷三丁目(一部)、四丁目(一部)、 梅丘二~三丁目、豪徳寺二丁目(一部)



今回東京都建築安全条例第7条の3第1項に規定する区域の指定を検討した区域

東京都震災対策条例第13条第2項第2号に規定する整備地域

### 区域指定の検討案

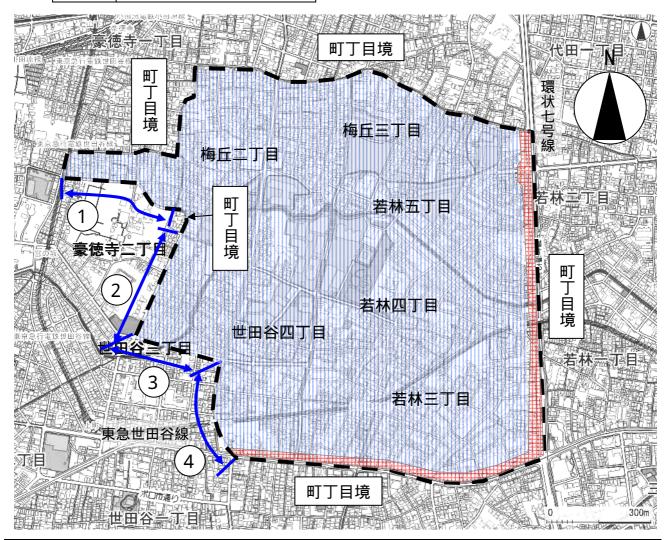
### 区域及び指定理由

区域	指定理由
世田谷区 若林三~五丁目、 世田谷三丁目(一部)、四丁目(一部)、 梅丘二~三丁目、 豪徳寺二丁目(一部)の各地内の区域	東京都震災対策条例第13条第2項 第2号に規定する整備地域に該当

# 区域図

# 凡例

LTI	区域指定案
	防火地域
	準防火地域



の範囲	道路の中心線	特別区道 2 1 - C 3 0 5
の範囲	道路の中心線	特別区道 2 1 - C 2 8 0
の範囲	道路の中心線	特別区道 2 1 - B 0 0 4
の範囲	道路の中心線	東京都市計画道路幹線街路補助線街路第154号線